

旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務

(2) 業務の目的

旧有備館および庭園保存活用計画の策定は、国指定史跡・名勝である当該文化財の本質的価値と構成要素を明確にし、その適切な保存管理に向けた基本方針や方法等を定めるとともに、さらなる利用促進など活用における方向性を定め、市民に親しまれる文化財として将来に良好な形でつないでいくための指針を計画書として取りまとめるものである。

本業務は、計画の策定にあたって、現地調査、学術的資料および過去の整備工事の内容整理、現状の課題の抽出、目指すべき方向性の整理、策定委員会の運営補助、計画書の取りまとめ等を業務委託することにより、効果的に業務を遂行することを目的とする。

なお、本業務は、文化庁・文化資源活用事業費補助金「観光拠点整備事業」で実施するものである。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額

4,433千円(税込)を上限とする。

2 プロポーザル方式採用理由

本業務は、画一的な仕様に基づく一般競争入札では、各事業者の創意工夫や、当該文化財の特性を深く理解した計画を策定することが困難である。そのため、価格のみの競争ではなく、提案者が有する専門的知見や策定手法を総合的に評価し、質の高い成果物を確保することを目的として、公募型プロポーザル方式を採用する。

3 参加資格

(1) 必要な参加資格

次のアからケまでのいずれにも該当しないものであること。なお資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人または個人。

エ 暴力団または暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人または個人。

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している法人または個人。

カ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を不当に提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している法人または個人。

キ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人または個人。

ク 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人または個人。

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等。

(2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア これまでに他自治体等で類似業務の受託実績を有する者であること。

イ 令和7・8年度建設関連業務入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札参加資格審査申請と同様の書類審査を受け、適格と認められる者。

ウ 参加表明書の提出期限から審査完了の日までの期間において、大崎市競争入札参加登録事業者等指名停止要領（平成18年3月31日告示第23号）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。

4 実施スケジュール

日 程	内 容	
令和8年 6月 1日 (月)	公告開始	
令和8年 6月 1日 (月) から 令和8年 6月 5日 (金) まで	一次 審査	質問書提出期間 (参加表明関係)
令和8年 6月 11日 (木) から 令和8年 6月 19日 (金) まで		参加表明書提出期間
令和8年 6月 23日 (火)		参加資格確認結果の通知発送日
令和8年 6月 23日 (火) から 令和8年 6月 29日 (月) まで	二次 査審	質問書提出期間 (企画提案関係)
令和8年 7月 1日 (水) から 令和8年 7月 7日 (火) まで		企画提案書類の提出期間
令和8年 7月 14日 (火)		審査 (プレゼンテーション)
令和8年 7月中旬		審査結果の通知
令和8年 8月初旬	契約締結	

5 一次審査(参加資格の確認)

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の方法により書類を作成し、提出すること。

(1) 募集方法

市公式ウェブサイトで公募する。

(2) 参加表明に係る質問の受付

ア 提出書類

質問回答書(様式4号)

イ 提出期間

令和8年6月1日(月)午前9時から令和8年6月5日(金)午後5時まで

ウ 提出方法

大崎市教育委員会文化財課保護担当(ed-bunka@city.osaki.miyagi.jp)宛てに電子メール
※Word形式データで送付すること。

エ 回答方法

市公式ウェブサイトで随時公開する。

(3) 参加表明に係る申込の受付

ア 提出書類

① 参加表明書(様式第1号)

② 次のいずれかの書類

a 令和7・8年度の大崎市建設関連業務入札参加業者登録書の写し

b 令和8年度大崎市入札参加資格審査申請要領(市公式ウェブサイト「入札参加資格関係」を参照)に掲げる必要書類(令和7・8年度の大崎市建設関連業務等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない場合のみ。)

③ 会社概要書(様式第2号)

④ 業務実績書(様式第3号)

※過去5年間(令和3～7年度)における名勝(史跡及び名勝)〈注〉に係る保存活用計画及び整備計画の実績を10件まで記載すること。

〈注〉ここでいう名勝とは、人文的名勝のことで、文化財保護法、都道府県及び政令指令都市における文化財保護条例に基づき指定された文化財を指す。

⑤ 参加資格確認結果の通知に係る返信用封筒(110円切手貼付)

イ 提出期間

令和8年6月11日(木)午前9時から令和8年6月19日(金)午後5時まで

ウ 提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合は、土日及び祝日を除き、各日午前9時から午後5時までを受付時間とする。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。なお、配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けない。

エ 提出場所

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市教育委員会文化財課保護担当(大崎市役所本庁舎3階)

オ 提出部数

1部

(4) 参加資格確認結果の通知

ア 通知期日

令和8年6月23日(火)

イ 審査方法

「3 参加資格」に沿って参加資格要件を確認する。

ウ 通知方法

- ① 郵送により通知(発送)する。
- ② 参加資格を満たしていることを確認した応募事業者については、参加資格確認結果通知、企画提案書の提出要請書を送付する。
- ③ 参加資格が認められなかった応募事業者に対しては、参加資格が認められなかったこと及びその理由を書面により通知する。通知を受けた応募事業者は、書面によりその理由について説明を求めることができるものとする。

6 二次審査(企画提案)

(1) 企画提案に係る質問の受付

ア 提出書類

質問回答書(様式4号)

イ 提出期間

令和8年6月23日(火)午前9時から6月29日(月)午後5時

ウ 提出方法

大崎市教育委員会文化財課保護担当(ed-bunka@city.osaki.miyagi.jp)宛てに電子メール
※Word形式データで送付すること。

エ 回答方法

市公式ウェブサイトですぐ公開する。

(2) 企画提案書の受付

ア 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

作成に当たっては、別紙「令和8年度旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務仕様書」及び別紙「旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務 公募型プロポーザル審査要領」を踏まえるとともに、以下に留意すること。

- a 仕様書添付の工程表を参考に、令和8年度及び令和9年度の2か年で策定する内容の提案書とすること。
- b Word, PowerPoint等で作成し、文字サイズ11ポイント以上、表紙・目次を含まずにページ番号を付けること。
- c A4版(片面)で1ページとし、片面印刷で作成するものとする。

② 実施体制(様式第5号)

③ 業務行程表(任意様式)

- ④ 令和8年度及び令和9年度業務に係る参考見積書及び明細書（A4サイズ、縦横問わない）
- ⑤ 審査結果の通知に係る返信用封筒（110円切手貼付）

イ 提出期間

令和8年7月1日（水）午前9時から令和8年7月7日（火）午後5時まで

ウ 提出方法

持参または郵送とする。

持参の場合は、土日及び祝日を除き、各日午前9時から午後5時までを受付時間とする。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。なお、配達証明付書留郵便以外での郵送は受け付けない。

エ 提出場所

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市教育委員会文化財課保護担当（大崎市役所本庁舎3階）

オ 提出部数

正本1部、副本6部、提出書類データを格納したCD-RまたはDVD-R（指定様式のほか、PowerPoint形式等で格納）を1枚とする。

正本1部には申請者名を記載し、副本は、応募者名（企業名、応募者が特定される名称等を含む。）を空欄または黒色で塗りつぶしすること。なお、提出後の差替えは原則認めない。

（3）審査の実施

別紙「旧有備館および庭園保存活用計画策定支援業務 公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

（4）その他の留意事項

ア 本プロポーザルに係る書類の作成に関する費用は、事業者の負担とする。

イ 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

ウ 書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

エ 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

オ 提出された書類は、他事業者に提供しない。

カ 提出された書類については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

7 優先交渉権者との協議

審査の結果、優先交渉権者となった者は、受託候補者として市と仕様及び価格等の細目について協議を行うものとする。この場合、市は必要に応じて優先交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、優先交渉権者との間で協議が整わない場合は、次点者と協議を行うものとする。

8 契約の締結

市は優先交渉権者と大崎市契約規則（平成18年3月規則第68号）に基づき随意契約を締結する。なお、契約については、提案内容と市の意向について優先交渉権者と協議調整を行っ

た上で締結する。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格若しくは無効とする。

- (1) 審査委員に直接または間接を問わず接触を求めた場合
- (2) 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合
- (5) 応募事業者が2つ以上の提案書を提出した場合
- (6) 応募事業者が他の応募事業者の代理をした場合
- (7) 二次審査の指定した時間に遅れた場合、または出席しなかった場合
- (8) 事業費の上限金額を超えた見積書を提出した場合
- (9) その他、審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

10 その他

- (1) 本事業では、言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法を使用する。
- (2) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合及び企画提案書等の提案者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書等を提出することはできないものとする。
- (3) 応募に要するすべての費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 市は、応募事業者から提出された企画提案書等について、提案資格の確認、企画提案書等の特定及びその結果の公表以外の目的に使用しない。ただし、大崎市情報公開条例(平成19年条例第3号)に基づく公開請求があった場合は、原則公開する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講じることがある。
- (6) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の法令によって保護される第三者の権利の対象になっている物品、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則としてその提案を行った応募事業者が負うものとする。
- (7) その他定めのない事項については、市が定める手続きに従うものとする。